

特定非営利活動法人東松島市体育協会 会員入会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人東松島市体協会（以下「協会」という。）

定款第7条に基づき、協会会員に入会しようとする団体および個人に関し必要な事項を定める。

(会 員)

第2条 協会は、東松島市における体育、スポーツに関する団体および個人で、協会の目的に賛同するものを正会員および賛助会員として入会させることができる。

(入 会)

第3条 協会に新たに入会しようとする団体および個人は、次の各項に定める書類を会長に提出しなければならない。

2 入会申込み手続き

(1) 正会員（個人および団体）入会申込書

(2) 賛助会員（個人および団体）入会申込書

(入会可否の通知)

第4条 入会の申込み手続きをした個人および団体に対し、入会の可否について書面で通知をする。

(退 会)

第5条 退会を希望する会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

なお、退会后1年間は再入会ができない。

退会希望者に会費の滞納があるときは、期間を定めて催告し、指定の期間内に納めなかった場合は除名する。

(会 費)

第6条 会員は、毎年6月末までに定款附則第8号に定める会費を納入しなければならない。

2 会費は次のとおりとする。

個人正会員（年 額）	2, 0 0 0 円
団体正会員（年 額）	5, 0 0 0 円
個人賛助会員（年額 1口）	2, 0 0 0 円
法人・団体賛助会員（年額 1口）	5, 0 0 0 円

附 則

この規程は平成26年 4月 1日から施行する。